分野別ビジョン

健康で元気な笑顔があふれるまち



分野別ビジョン

「健康で元気な笑顔があふれるまち」を通して実現する幸せ

ウェルビーイングなまちづくりの実現に向けては、一人ひとりが健康で元気に暮らせることが不可欠です。多様化する社会において、各世代・個人の特性を重視しつつ、健康の増進、福祉の充実により、子どもから高齢者まで笑顔があふれるまちをめざします。

分野別ビジョン みよしウェルビーイング指標	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]		後期目標値 [令和13年度]
身体的に健康な状態(住民意識調査)	55.9 (偏差値)	57.5 (偏差値)	>>>	59.1 (偏差値)
精神的に健康な状態(住民意識調査)	56.9 (偏差値)	57.6 (偏差値)	>>>	58.3 (偏差値)
社会的に健康な状態(住民意識調査)	55.4 (偏差値)	56.7 (偏差値)	>>>	58.0 (偏差値)



安心して子育てできる 環境づくり

目標

安心して子を産むことができ、 こどもが健やかにはぐくまれるまちをめざします。

→町の現状と課題 ✓

- ① 町の合計特殊出生率は年によって変動があるものの、1.15前後で推移しており、国及び県と比較して下回っています。令和3年度(2021)より産後ケア事業のすべての提供型を整備、令和5年度(2023)からは産前産後の育児支援・家事援助の利用費の一部補助の実施等、妊娠・出産及び育児に関する心理的・身体的な負担への支援に努めてきました。さらに、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実するための体制づくりや子育て支援の推進が求められています。
- ② 核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等により、子ども・子育てをめぐる環境は厳しく、子育てに不安や負担を感じる家庭は少なくありません。そのため、地域全体が子育てに関心を持ち、地域ぐるみで子育でに取り組んでいくことが求められています。
- ③ 国では、令和5年(2023)4月にこども家庭庁を設置し、「日本国憲法」、「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)にのっとった、「こども基本法」を施行しました。この法律ではすべてのこどもが、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。町でも、今後この法律の趣旨に基づき、「子どもの権利条約」の理念を取り入れた施策や事業を全庁的に展開することが求められています。

④ 児童虐待防止のため関係機関と連携し、支援をうけやすい体制づくりに努めてきました。今後は子どもの権利を尊重し保護するため児童相談の充実を図り、児童虐待の未然防止や、早期発見と早期対応の体制を強化していく必要があります。

⑤ すべてのこどもたちが健やかに成長できるよう、家庭に対する支援が必要となっています。そのなかで、子育てと生計を一人で維持しているひとり親世帯に対しては、支援の充実が求められています。



- ⑤ 町内には、保育所5か所、幼稚園2か所、幼保連携型認定こども園が1か所、小規模保育事業所が3か所あります。その他に子育て支援事業を行う地域子育て支援センターが4か所や児童発達支援センターである「みどり学園」があります。保育所については、今後、入所する児童の保育だけでなく、子育てに関する支援サービスの地域拠点としてその機能を充実させていくことが課題となっています。また、地域の需要を把握し、適正な定員を計画的に確保することも必要です。さらに、保育を必要とする家庭の保護者の就労状況の多様化に対応するべく、休日保育や一時保育、病児・病後児保育、緊急保育等に取り組むことが求められています。
- ② 放課後児童クラブ (学童保育室) は小学校の敷地内に7か所あり、放課後留守家庭の児童の健全育成を目的に、小学校6年生までを対象に保育ニーズに応えてきました。今後は保育環境の改善のため、改修や新設等の適正な整備を行うとともに、充実した放課後生活を送ることができるよう専門の支援員を適切に配置し、保育の質の向上を図ることが必要です。また、保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応するなど、利用者のニーズに応じた環境整備が求められています。

③ 児童館は、学童期だけでなく、子育て世代の親同士の交流や情報 交換が積極的に行われる場となるよう親子遊びの場にもなっ ています。しかしながら、施設の老朽化に伴い、そのあ

り方を検討する時期となっています。

⑨「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て 支援の充実のため、さまざまな施策を総合的・計画 的に推進してきました。今後も、地域の実情に応 じた教育・保育の提供及び子ども・子育て支援の 取組のさらなる推進が必要です。



安心して子育てできる 環境づくり









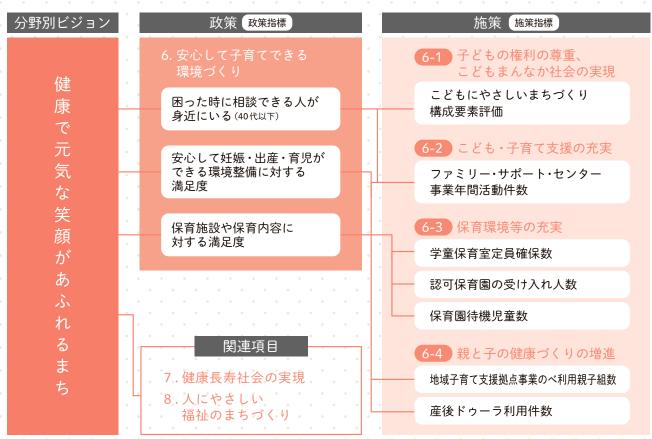








🦫 みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル 🗹



指種類	標別	項目	現状値 [令和4年度]		前期目標値 [令和9年度]
E	女	困った時に相談できる人が身近にいる (40 代以下・住民意識調査)	55.9 (偏差値)	>>>	57.2 (偏差値)
政分批榜	尼山田田	安心して妊娠・出産・育児ができる 環境整備に対する満足度(住民意識調査)	22.0 %	>>>	28.0 %
位	下	保育施設や保育内容に対する満足度(住民意識調査)	23.0 %	>>>	28.0 %
		こどもにやさしいまちづくり構成要素評価(5段階)		>>>	4.0
	_	ファミリー・サポート・センター事業 年間活動件数	752 件	>>>	1,760 件
が 第 指	也旨	学童保育室定員確保数	331 人	>>>	360 人
指		認可保育園の受け入れ人数	647 人	>>>	\rightarrow
桴	三	保育園待機児童数	4人	>>>	0人
		地域子育て支援拠点事業のべ利用親子組数(累計)	4,326 組	>>>	5,500 組
		産後ドゥーラ利用件数	_	>>>	336 件

施策 6-1

「子どもの権利の尊重、こどもまんなか社会の実現」

·····【こども支援課】

「子どもの権利条約」に基づいて、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命生存及び発達に対する権利、 子どもの意見の尊重等、子どもにとって大切な権利を保障し、その主体である子どもが家庭や地域の一員 として自分らしく安心して暮らすことができるように「(仮称)子どもの権利に関する条例」の制定に取り組 み、子どもの権利を尊重する地域社会の実現をめざします。

また、この条例に基づく各種施策を全庁的に推進するために「(仮称)こども政策推進本部 | を設置し、 ユニセフの「日本型子どもにやさしいまちづくり事業 (CFCI)」に取り組みます。

子どもの権利と合わせて、「こども基本法」に規定する「こども大綱」を勘案した「(仮称)三芳町こども計 画」を策定し「こどもまんなか社会」の実現を図ります。

施策 6-2

「こども・子育て支援の充実」

【6-2-1】児童相談事業の充実⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ 【こども支援課】

こども家庭センターを設置し、「こども大綱 | に基づく「(仮称) 三芳町こども計画 | 及び「(仮称) 子どもの 権利に関する条例 | を策定し子育て支援、児童相談事業、こどもの貧困等支援の推進に努めます。

6-2-2 ひとり親家庭等の支援の充実………………………………………………【こども支援課】

ひとり親家庭等に対し、ひとり親医療及びこども医療の無償化等の経済的支援や、関係機関等と連携 し就労を支援します。

6-2-3 地域における子育て支援の充実……………

子育てしやすい環境、子ども連れでも楽しめる居場所づくりに取り組むため、児童館事業や子育て支援 センター事業を推進し、あわせてファミリー・サポート・センター事業のように地域が協力して子育て家庭 を支援できる事業の充実を図ります。

また、みどり学園では児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」事業を実施し、子どもの発育・発 達相談等を行い、障がい児支援の充実を図ります。



施策 6-3

「保育環境等の充実」

······【こども支援課】

地域における保育需要を把握し、適正な定員を計画的に確保するため、入所・入室児童に見合った適 切な保育所及び放課後児童クラブ(学童保育室)の整備に努めます。また、子育て支援センター、ファミ リー・サポート・センター、児童館の環境整備のため、藤久保地域拠点施設整備等事業に係る取組を着 実に進めます。

(6-3-2) 保育サービスの充実…………

保育所に入所する児童の保護者だけではなく、子育てに対して不安をもつ地域の保護者に対する相談 窓口としての機能の充実等、保育所多機能化の推進を図ります。また、保育の必要性のある家庭の要望 や実態を把握しつつ、多様な保育サービスの充実を図るとともに、保育の質の向上に努めます。

施策 6-4

「親と子の健康づくりの増進」

妊娠・出産・子育で(育児)期に、充実した毎日を過ごすため、切れ目のない母子保健サービスの提供 や、こどもが主体的にからだやこころの健康をはぐくむ取組により、すべてのこどもが健やかに育つ社会 の実現をめざします。

切れ目のない母子保健サービスを提供する上で、特に産前産後の時期を心身ともに健やかに過ごすた めに、親の負担を軽減するための支援として、産後ドゥーラをはじめとした、育児支援・家事援助サービ ス事業や出産後の母子に対して、心身のケア等を行う「産後ケア事業 | の充実を図ります。



健康長寿社会の実現

目標

生涯にわたり健やかで、充実して暮らすことができる、 活力ある地域社会の実現をめざします。

🍗 町の現状と課題 🧹

- ① 健康づくりの推進として、各種健診体制の整備、健康相談・健康教育の実施、疾病の発生予防と重症化 予防対策の強化により、健康寿命の延伸に向けた取組を行ってきました。その一方で、生活習慣病の有 病者数は増加が見込まれており、引き続き健康寿命の延伸に向けた取組が必要です。
- ② 感染症は、ひとたび発生し拡大すると個人の健康のみならず町全体に深刻な影響を及ぼします。新型コロナウィルス感染症感染拡大の経験を活かし、必要かつ十分なリスク管理に努めるとともに、予防接種体制の確保、地域医療体制の強化が求められます。
- ③ 町の高齢化率は令和5年(2023)10月1日現在28.7%、約3.5人に1人が65歳以上の高齢者であり、令和7年(2025)には、75歳以上の占める割合は65歳以上の高齢者の60%を超える推計となっています。今後、支援を必要とする高齢者、高齢者世帯が増加していくなかで、高齢者が地域でいきいきと活動するため、相談支援体制の強化やフレイル予防をはじめとした介護予防の取組が必要となってきます。
- ④ 国民健康保険では、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、令和9年度(2027)の県内保険税水準の 準統一と、その後の完全統一に向けた取組を着実に実施し、医療費適正化のさらなる推進と効率的な事 務運営を図ることが求められています。保健事業では、標準化や共同化の流れのなかでも「データヘルス 計画」に基づき、町の課題に配慮した取組を継続していく必要があります。
- ⑤ 町と埼玉県後期高齢者医療広域連合とが協働して、高齢者の健康づくりや介護予防等の事業と連携しながら、高齢者の特性をふまえた保健事業を進めています。町の課題に配慮しつつ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施によるフレイル対策に引き続き取り組む必要があります。
- ⑥ 住民の健康課題が多様化するなかで、一人ひとりの特性をより重視しつつ、それぞれにあう最適な支援を 実施し、「誰一人取り残さない健康づくり」の推進が必要とされています。

本

Ů

基本計

ъ みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル 🔻

分野別ビジョン 政策 政策指標 施策(施策指標) 7-1 疫病予防・重症化予防 健 日常の保健医療サービスの満足度 65歳健康寿命 康 外で思い切り身体を動かして汗を 自分のことを健康だと思う かいた 人の割合 元 自分だけでなく、身近な周 りの人も楽しい気持ちでい 7-2 フレイル予防対策の推進 ると思う人の割合 週に2回以上外出をしている割合 地域包括支援センターを知ってい る人の割合 7-3 活動的でいきがいのもてる 生活支援 関連項目 町内の人が困っていたら手助けを 6. 安心して子育てできる する割合 環境づくり 8.人にやさしい福祉の オレンジサポーター登録人数 まちづくり

指標種別	項目	現状値 [令和 4 年度]		前期目標値 [令和9年度]
政	65歳健康寿命(健康づくり推進計画)	男性 17.63 年 女性 19.55 年	>>>	7
** 策 指 標	自分のことを健康だと思う人の割合 (健康に関する意識調査)	79.2 % (令和 5 年度)	>>>	83.0 %
襟	自分だけでなく、身近な周りの人も 楽しい気持ちでいると思う人の割合(住民意識調査)	52.2 (偏差値)	>>>	53.3 (偏差値)
	日常の保健医療サービスの満足度(住民意識調査)	26.4 %	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	32.0 %
	外で思い切り身体を動かして汗をかいた (住民意識調査)	54.0 (偏差値)	>>>	55.4 (偏差値)
施策	週に2回以上外出をしている割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	85.1 %	>>>	90.0 %
指標	地域包括支援センターを知っている人の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	29.8 %	>>>	50.0 %
	町内の人が困っていたら手助けをする割合 (住民意識調査)	56.0 (偏差値)	>>>	57.0 (偏差値)
	オレンジサポーター登録人数(累計)	39人	>>>	90人

施策 7-1

「疾病予防・重症化予防」

生活の質の向上を実現するためには、住民自らが健康状態に気づき、健康の維持・増進に向け主体的 に関与することが求められています。このことから、がんや循環器疾患等、各種健(検)診の受診促進に 努めるなど、一次予防に重点を置いた対策を引き続き推進します。

新型コロナウィルス感染症感染拡大の経験を活かし多くの人を感染症から守るため、発症及び蔓延を 防止するための正しい知識の普及と予防接種の接種機会の安定的な確保に努めます。

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の健康維持・増進のため、「データヘルス計画」に基づい た地域の健康課題解決に向けた取組を推進するとともに、医療費適正化を図ります。また、特定健康診 査等の受診率向上や人間ドック検査料補助を実施し、病気の早期発見や疾病予防に取り組みます。

施策 7-2

「フレイル予防対策の推進」

7-2-1 高齢者のフレイル予防対策………………………………………………【健康増進課】

フレイルは、加齢によって心身の活力が低下した状態であり、適切な介入・支援により、生活機能の維 持向上が可能な状態でもあります。フレイルの予防に必要な、適切な運動、栄養、社会参加の充実をめ ざし、大学等の協力を得ながら推進します。

7-2-2 地域支援事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【健康増進課】

高齢者が住み慣れた地域でできる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援セン ターや認知症サポートセンター等による相談体制を強化し、地域の実情に応じた介護予防や生活支援事 業の実施をめざします。



施策 7-3

「活動的でいきがいのもてる生活支援」

7-3-1 地域の人々との交流や社会参加の促進···················【健康增進課】

高齢者にとっても、人や社会との関わりがもたらすいきがいは大きく、社会参加や交流を通じて、自分 自身の価値を再確認することができます。高齢者がこれまで得た技術や経験を活かし、いきがいや役割を 持ち助け合いながら暮らしていける地域社会の実現をめざします。

(7-3-2) ささえあい活動の創出…………

……【健康增進課】

多様化する高齢者のニーズに対応できる生活支援サービスの担い手養成やサービス提供体制の構築を めざします。また高齢者への生活支援サービスを提供するだけでなく、元気な高齢者が生活支援サービ スの担い手として活躍できる仕組みの構築をめざし、地域の支えあい体制を推進します。



政策 8

人にやさしい福祉の まちづくり

目標

人と人がつながることで、地域で支えあい孤独を感じず、一人ひとりが自分らしくいきいきと生活し続けるまち をめざします。

🍗 町の現状と課題 🍼

- ① ますます進行する高齢化に対して、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進してきました。令和8年(2026)に供用開始する藤久保地域拠点施設において、高齢者が自由に集まり交流することができるふれあいセンターとしての環境整備を行っていく必要があります。
- ② 生活困窮者については、相談内容を通じて関係機関と連携を図りながら、生活の自立に向けた適切な支援の充実が望まれます。また、複雑化する相談に対応するための体制づくりと、関係機関との連携を図り、早期に課題解決に取り組む必要があります。
- ③ 障がい理解の促進のため「あいサポート運動」を展開し、共生社会の実現に取り組んできたところです。また、「手話言語条例」を制定し、住民が気軽に手話に触れる機会をつくる活動を行っています。
- ④ 障がい者相談支援センター、障がい者就労支援センターの設置等を通じて障がい福祉サービスの利用促進や障がい者の自立に向けた就労支援を行ってきました。今後は、「障害者差別解消法※」が施行されたことを受け、法で定める合理的配慮への町として必要な取組を行うとと

もに、関係機関や事業所等とも連携し、障がい者への差別

解消に向けた取組を行う必要があります。

5 多様化・複雑化するさまざまな悩みを持つ住民に対して、こころの健康相談等の情報・相談を広く周知し、悩みの解決に向けた取組を行う必要があります。













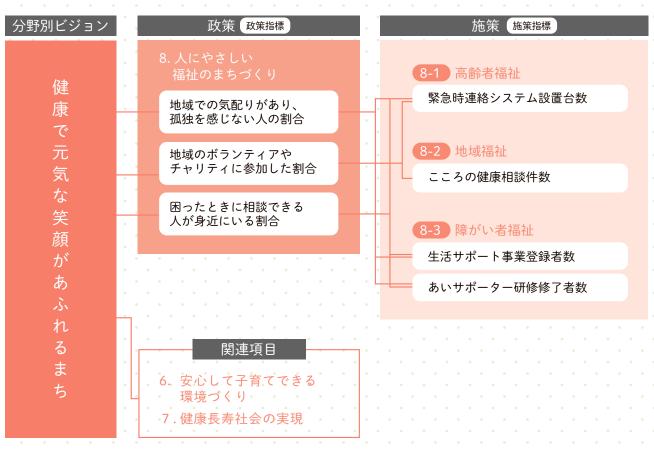








ъ みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル 🔻



指標種別	項目	現状値 [令和 4 年度]	•	前期目標値 [令和9年度]	
政	地域での気配りがあり、孤独を感じない人の割合 (地域福祉計画)	48.8 %	· · ·	50.0 %	
策指	地域のボランティアやチャリティに参加した割合 (住民意識調査)	49.1 (偏差値)	>>>	50.0 (偏差値)	
標	困ったときに相談できる人が身近にいる割合 (住民意識調査)	55.7 (偏差値)	>>>	57.1 (偏差値)	
施	緊急時連絡システム設置台数	392 台	>>>	400 台	
策	こころの健康相談件数	2,610 件	>>>	3,000 件	
指	生活サポート事業登録者数	68人	>>>	85 人	
標	あいサポーター研修修了者数(累計)	2,052 人	>>>	2,500 人	

施策 8-1

「高齢者福祉」

8-1-1 高齢者にやさしいまちづくりの推進································【福祉課】

高齢者の健康づくりや介護予防に向けて、いつまでも健康でいきがいを持ち、安全安心に活動や活躍 ができるよう、各団体と連携し、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

住み慣れた地域で、永年培った経験や知識を活かしながら、社会に貢献し続けることができるように、 ボランティア活動やシルバー人材センター等、高齢者の社会参加につながる取組を推進します。

【8-1-3】見守り体制の充実⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯【福祉課】

緊急時連絡システムの設置や配食サービス事業による見守り体制等、高齢者の安否確認ができるよう 民間事業者との連携強化に努めます。

施策 8-2

「地域福祉」

誰もが生涯にわたり自分らしく安心して暮らしていけるように、「成年後見制度」の普及啓発を図り、「成 年後見制度」の利用について促進します。また、虐待の早期発見、早期対応に向けて普及啓発に努めます。

社会福祉協議会やNPO法人と協力・連携し、多くの人々のボランティア活動や小地域福祉活動等への 参加を促進します。

多様化・複雑化する相談に対応するため、すべての地域住民を対象とする包括的支援を行う重層的支 援体制整備の構築を検討します。また、こころの健康づくり、自殺予防等への取組やこころの健康相談を 広く周知し、こころの悩みを持つ人が早期に課題の解決に取り組めるよう支援を行います。



施策 8-3

「障がい者福祉」

8-3-1 社会参加・自立支援の推進 …………

【福祉課】

町内の太陽の家 (障がい者福祉施設) に設置した、就労継続支援 B型事業所*と障がい者就労支援センターにおいて、就労訓練から就職の支援、職場定着支援等の就労支援を行い、障がい者の自立支援に資するサービス提供を効果的に行います。

8-3-2 障がい者理解の促進………

……【福祉課】

平成26年度(2014)から始まった「あいサポート運動」や「手話言語条例」が10年を迎え、今後も障がいの有無にかかわらず誰もが参加しやすい共生社会の実現をめざし、手話通訳者派遣、手話講習会等の実施や点訳の普及等、障がい者への情報保障の充実に努めます。

8-3-3 生活支援サービスと保健・医療体制の充実 …………

【福祉調

多様な生活ニーズに対応すべく、生活支援サービスの質の向上を図ります。特に在宅生活において、常に医療が必要な医療的ケアへのニーズに対応するサービス提供体制の整備を検討します。また、グループホームや通所施設等の生活基盤の整備に努めます。

福祉課

安全を確保し、安心した生活を送ることができるように関係各課との連携のもと、建物、道路や情報等の バリアフリー*化を推進します。また、「災害時要援護者避難支援プラン」の登録促進と作成に取り組みます。

8-3-5 地域生活支援拠点等整備の推進…………

【福祉課】

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後の生活も見据えつつ、障がい児・者の地域生活支援をさらに推 進する観点から、地域における居住支援のあり方について検討します。